

とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム規約

(名称)

第1条 本会は、「とっとり孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、本県の孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条に定めるものをいう。）に取り組む多様なNPO法人や社会福祉法人等の支援機関との複合的な官民の連携を強化することにより、孤独・孤立対策の取組みの推進に繋げることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策に関する普及・広報活動
- (2) 孤独・孤立対策に取り組むNPO法人等の支援
- (3) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための県、市町村及びNPO等支援組織間の複合的・広域的な連携強化
- (4) 関係機関の取組の情報共有及び課題や連携に関するワークショップ実施等の連携強化活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(会員等)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同し、本規約を順守する、幹事団体及び一般団体により組織する。

(1) 幹事団体

孤独・孤立対策に関連する分野において県内で役割を担い、かつ、本会の活動に継続的・主体的に取り組むことが可能なNPO等支援組織及び行政機関であり、プラットフォーム会議において選出された団体。ただし、本会の設立時は別表に掲げる団体とする。

(2) 一般団体

前号以外の孤独・孤立対策に関連する取組みを行う行政機関及びNPO等支援組織

(加入)

第5条 本会の幹事団体として加入候補となっている団体は、事務局へ幹事団体加入内諾書（別添様式）を提出するものとする。

2 新たに本会の一般団体への入会を希望するものは、別に定める加入申込書を事務局に提

出するものとし、事務局において入会が適切であると認める場合に、会員となることができる。

(退会・除名)

第6条 一般団体は、退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

また、一般団体が次の各号のいずれかに該当する場合、除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡が取れない場合
- (2) 本規約に違反又は本会の信用を著しく害した場合
- (3) 一般団体が解散又は活動を停止した場合
- (4) 暴力団等反社会的勢力であること、又は反社会的勢力との関係があることが判明した場合
- (5) その他、本会の運営にあたり重大な支障が生じると認められた場合

(会費)

第7条 本会に係る入会費及び年会費は徴収しない。

(プラットフォーム会議の構成)

第8条 本会の幹事団体により構成するプラットフォーム会議を設置する。

(プラットフォーム会議の機能)

第9条 プラットフォーム会議は、この規約に別に定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 本会に関する規定の策定・改廃
- (2) 幹事団体の選出・退会
- (3) 一般団体の除名
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事項

(プラットフォーム会議の開催)

第10条 プラットフォーム会議は、必要の都度、幹事団体又は事務局の要請により開催する。

2 議長は原則選出しないが、必要に応じて出席会員の互選により選出することができる。

3 プラットフォーム会議には、必要に応じて幹事団体以外の者の出席を求めることができる。

(プラットフォーム会議の定足数)

第11条 プラットフォーム会議は、幹事団体の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

2 前項の出席者には、表決の委任をしたものも含む。

(プラットフォーム会議の決議)

第12条 プラットフォーム会議の議事は、議決に加わることのできる出席会員の3分の2以上の賛成により決定する。

2 議長は採決に加わることができない。

3 プラットフォーム会議に出席しない幹事団体は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって出席する幹事団体を代理人として表決を委任することができる。

4 プラットフォーム会議の議事に対して、電子メールによる意思表示もできるものとする。電子メールにより一つ以上の議案に対して賛否の意思表示を行った幹事団体については、出席会員として数える。

5 前条第1項の規定にかかわらず、幹事団体の3分の2以上が書面又は電磁的記録により賛成の意思表示をしたときは、プラットフォーム会議の決議があったものとみなす。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理させるため、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局孤独・孤立対策課に事務局を置く。

(その他)

第14条 本規約に定めがあるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する

別表

特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート
N.K.C ナーシングコアコーポレーション合同会社
労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団さんいんみらい事業所
社会福祉法人鳥取いのちの電話
鳥取県地域生活定着支援センター
一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会
鳥取県民生児童委員協議会
鳥取県児童福祉入所施設協議会
日本司法支援センター鳥取地方事務所 (法テラス鳥取)
鳥取県弁護士会

鳥取県商工会議所連合会
社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会
鳥取県居住支援協議会
各市町村
鳥取県
鳥取県教育委員会事務局